

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	安芸太田町

安芸太田町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 安芸太田町役場産業観光課
所 在 地 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1
電 話 番 号 0 8 2 6 - 2 8 - 1 9 7 3
F A X 番 号 0 8 2 6 - 2 8 - 1 2 1 8
メールアドレス sangyokanko@akiota.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、キツネ、アナグマ、ヌートリア、アライグマ、テン、カラス、キジバト、ドバト、トビ、サギ類（コサギ、ゴイサギ、アオサギ）、カワウ、ヒヨドリ、ツキノワグマ 以上19種
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	広島県安芸太田町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	10.0 a 100 千円
タヌキ、キツネ、アナグマ	野菜	9.0 a 100 千円
ツキノワグマ	果樹	1.0 a 39 千円

※記載のない鳥獣については被害なし。

(2) 被害の傾向

イノシシは、町内全域に生息し、特に水稻（食害8～10月）・タケノコ（4～5月）などに年間を通じて被害を及ぼしている。また、作物被害以外に、休耕地・畦畔・水路・農道敷地等への掘り起こしも深刻な被害となっている。 また、集落内に出没した場合、人身被害も懸念される。 サルは、旧加計町地域を中心に町内全域に生息し、収穫後の野菜等（6～10月）を狙い、納屋等に侵入する被害も発生している。 人慣れし、集落に依存した個体も増加しており、人身被害も懸念される。 タヌキ、キツネ、アナグマは町内全域に生息し、野菜や、倉庫等に侵入し保管している穀類、豆類等（通年）の食害が発生している。特にアナグマは個体数の増加が認められる。 ヌートリアは、町内全域に生息し、野菜（食害5～9月）及び水田に穴を掘ることによる漏水被害が出ている。 カラスは、町内全域に生息し、野菜（6～11月）、果樹（9～10月）、畜産飼料（通年）に加え、生活環境被害として糞による建物汚損や、ごみ散乱などの被害が発生している。 キジバト、ドバト、ヒヨドリは、町内全域に生息し、水稻、播種後の種、稚苗や豆類（4～11月）の食害が発生している。 トビは、町内全域に生息し養魚場、釣り堀（通年）に飛来し、魚を食害するほか、ごみ集積場を荒らす生活環境被害が発生している。 サギ類（コサギ、ゴイサギ、アオサギ）は町内全域に生息し、水産資源として放流

されたアユ、アマゴ、マス等（通年）を捕食する被害が発生している。 カワウは町内全域に生息し、水産資源として放流されたアユ、アマゴ、マス等（通年）を捕食する被害が発生している。個体数の増加に伴い、稚魚（ハヤ、ウグイ等）が減少し、今後ますます放流魚（アユ、アマゴ、マス等）の被害量が増加することが懸念される。 アライグマは近年目撃情報が無いものの、近隣市町では引き続き目撃情報があり、住宅等を棲家として糞害や果樹、野菜等（通年）の被害が懸念される。 また繁殖力が非常に強いことから個体数の増加を警戒する必要がある。 シカは、目撃情報が町内全域に拡大していることから個体数が増加するとともに生息地域が拡大していると考えられる。現時点で農業被害は僅かであるが、今後、水稻、野菜の農業被害（５～１１月）のほか、スギ、ヒノキの皮剥ぎ等（通年）の林業被害の増加が懸念される。 ツキノワグマは町内全域に生息し、水稻、野菜、果樹（５～１１月）の食害のほか、集落内への出没も多く、人身被害が懸念される。集落付近でも目撃情報が寄せられており、出没時における住民の精神的被害は甚大なものがある。
--

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令６年度）		目標値（令和１０年度）	
イノシシ	10.0 a	100 千円	9.0 a	100 千円
サル	—		—	
タヌキ、キツネ、アナグマ	9.0 a	100 千円	8.0 a	100 千円
ヌートリア	—		—	
カラス	—		—	
ヒヨドリ	—		—	
キジバト、ドバト	—		—	
トビ	—		—	
サギ類（コサギ、ゴイサギ、アオサギ）	農業 —		—	
	水産 —		—	
カワウ	—		—	
アライグマ	—		—	
シカ	—		—	
ツキノワグマ	1.0 a	39 千円	0.9 a	39 千円

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	町では鳥獣被害対策実施隊を任命し猟友会と連携して、捕獲体制の整備をしてきた。 捕獲手段については、銃器、箱わ	・狩猟者の高齢化や減少が進むことを見据え、担い手確保に向けた補助制度の拡充や、罠の見回りに係る労力軽減に向けたＩＣＴの活用を検討する必要

	な、囲いわなを使用している。 猟期の捕獲個体（シカ、イノシシに限る）についても新たに捕獲報償金の対象とし、狩猟意欲（捕獲圧）の向上に努めた。 捕獲鳥獣の処理方法については埋却及び食肉処理加工場により処分している。	がある。 ・安全かつ効果的な捕獲ができるよう継続した安全講習や技術研修が必要である。 ・目撃情報が増加するシカについて、周辺市町では大きな被害が継続して発生しており、初期防除が重要となる。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	町では、有害鳥獣被害防止対策事業を実施し、侵入防止柵設置者に対して補助を行っている。 ※補助率 5/10～8/10、補助上限額 15～64 万円（申請者の単位（個人～集落）により補助率・額が変動） 自己防衛としての緩衝帯整備についても助成し取り組みを進めている。 集落に鳥獣を寄せ付けない方策として追払い活動の必要性について住民向け研修を開催し、啓発を行っている。	・補助制度により設置延長は伸長しているものの、一部で適切に設置されていない電気柵やワイヤーメッシュ柵があることから、農作物等の被害相談があった際には捕獲班員や町職員によりアドバイスをする必要がある。 ・集落全体で鳥獣を寄せ付けない活動が浸透しているとは言えないため、引き続き住民向けの研修会を通じて情報提供を行うとともに、町全体へ取り組みを波及させていく必要がある。 ・耕作放棄等により追払い活動へ参画する住民が減少しているため、生活被害軽減の側面もあることを訴求し、地域全体での取り組みとしていく必要がある。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	集落に鳥獣を寄せ付けない方策として放任果樹の除去の必要性についても住民向け研修や被害相談対応時に説明を行っている。	本町は祇園坊柿が特産であることから放任果樹の除去が難しい側面があるが、富有柿や栗等が対象であること、生活被害軽減にも繋がることを理解いただき、町全体に考え方を浸透させていく必要がある。

（５）今後の取組方針

（有害捕獲）捕獲について ① わな講習会等に積極的に参加し、捕獲技術の向上に努め効率的な捕獲に取り組む。 ② 安全な捕獲を進めるため安全講習会への参加を促し、安全技術の習得を進める。 ③ 特に被害の集中する期間に集中捕獲を実施し、鳥獣被害の軽減を図る。 （有害捕獲）捕獲体制について ① 鳥獣被害対策実施隊が中心となり追払い、捕獲活動を行う。 ② 捕獲担い手の育成を図るため、狩猟免許取得経費の助成を継続し、状況に応じて助成額の引き上げを行う。 ③ 高齢化及び実施隊員の減少に備え、ICT 技術の導入について継続して情報収集に努める。 （被害防除） ① 侵入防止柵の設置を推進する。
--

- ② 集落自らが鳥獣を寄せ付けない活動を行う場合、支援を行い、その効果を波及させていく。
- ③ 実施隊員に関係機関が実施する研修会に参加してもらい、集落の環境改善等の啓発活動等に取り組む。
(生息環境管理)
- ① 住民向けの研修会を通じて環境改善の意識を高める。
- ② 放任果樹の除去及び緩衝帯の設置を進め、鳥獣の生息エリアと集落の境界の明確化に取り組む。
- ③ (一社) 広島県鳥獣対策等地域支援機構に参画し、最新の知見を取り入れながら効率的に被害対策の推進に取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

被害情報及び被害発生予察に基づき、有害鳥獣捕獲実施計画を作成し、捕獲活動は、鳥獣被害対策実施隊が中心となり実施する。

実施隊員のうちライフル銃の所持許可を有する者については、特に大型獣の捕獲活動においてライフル銃を使用する。

(令和6年度任命状況)

- ・ 鳥獣被害対策実施隊員 56名
- ・ 鳥獣被害対策実施隊補助員 3名 合計 59名

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	全般	被害情報及び被害発生予察に基づき捕獲活動を実施するほか、集落自らが鳥獣を寄せ付けない活動を行う場合、支援を行い、その効果の普及啓発を行う。 捕獲担い手の若返りを図るため、引き続き狩猟免許取得経費の助成を行う。
	イノシシ	安全で効果的に捕獲できる箱わな及び囲いわなを主体に実施する。また、近年わなに慣れた個体が増加しているため捕獲技術の向上に取り組む。
	シカ	被害の実態に沿い、効果的な捕獲方法を検討する。銃器、箱わなによる捕獲を実施し、個体数の減少に取り組む。
	サル	被害の実態に応じて箱わなによる捕獲を実施し、併せて集落での追払い活動や不要果樹除去等の啓発を行う。 また、被害を出している群れについて情報を収集し、追払いによる被害軽減が困難な状態と認められる場合には大量捕獲を行う。
	タヌキ、キツネ、アナグマ	被害の実態に沿った防除を検討し捕獲を行う。
	ヌートリア	被害の実態に沿った防除を検討し捕獲を行う。
	アライグマ	生息情報を確認し、初期防除を徹底する。
	テン	被害の実態に沿った防除を検討し捕獲を行う。

	カラス	被害の実態に沿った防除を検討し、捕獲を行う。個体数の多い集落には餌の量も豊富と考えられることから餌発生源対策も実施する。
	ヒヨドリ	被害の実態に沿った防除を検討し捕獲を行う。
	キジバト、ドバト	被害の実態に沿った防除を検討し捕獲を行う。
	トビ	被害の実態に沿った防除を検討し捕獲を行う。
	サギ類(コサギ、ゴイサギ、アオサギ)	被害の実態に沿った防除を検討し捕獲を行う。
	カワウ	銃器による捕獲を行い、広島県等関係機関と協力し効果的な対策を検討する。また太田川水系カワウ対策協議会の構成員として積極的に活動に参加する。 カワウの効果的な防除方法の確立を国、県、関係機関に要望していく。
	ツキノワグマ	第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画により対応する。また目撃数は近年増加しており、今後大量出没が発生する年には相当な被害が想定されるため、町として個体数を減少させる取り組みとして狩猟解禁を要望していく。
9 年度	同上	同上
10 年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。	
令和6年度捕獲実績	
・イノシシ	156頭
・シカ	12頭
・サル	3頭
・タヌキ	14匹
・キツネ	1匹
・アナグマ	13匹
・ヌートリア	2匹
・アライグマ	0匹
・テン	8匹
・カラス	27羽
・キジバト	27羽
・ドバト	0羽
・トビ	0羽
・コサギ	0羽
・ゴイサギ	0羽
・アオサギ	32羽
・カワウ	31羽
・ツキノワグマ	19頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	300	300	300
シカ	50	50	50
サル	150	150	150
タヌキ、キツネ、アナグマ	120	120	120
ヌートリア	50	50	50
アライグマ	30	30	30
テン	50	50	50
カラス	200	200	200
キジバト、ドバト	100	100	100
トビ	10	10	10
サギ類（コサギ、ゴイサギ、アオサギ）	300	300	300
カワウ	300	300	300
ヒヨドリ	100	100	100
ツキノワグマ	第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画により捕獲		

捕獲等の取組内容
毎年度作成する有害鳥獣捕獲実施計画を上限として捕獲を実施する。 被害状況の確認及び被害発生予察に基づき以下の内容で捕獲を実施する。 イノシシ、サル、シカについては銃器、囲いわな及び箱わなにより捕獲を実施する。タヌキ、キツネ、ヌートリア、アナグマ、アライグマ、テンについては主に小型箱わなにより捕獲を実施する。カラス、ヒヨドリ、キジバト、ドバト、トビ、サギ類（コサギ、ゴイサギ、アオサギ）、カワウについては、銃器及び箱わな（カラスのみ）による捕獲のほか、漁業被害をもたらすコサギ、ゴイサギ、アオサギ、カワウについてはわな等の効果的な捕獲方法を検討し漁協等関係機関と連携し取り組む。 ツキノワグマについては被害の状況により県の許可を得、箱わなにより捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣の有害捕獲や人身被害の恐れがある場合に使用する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ シカ サル タヌキ キツネ アナグマ ヌートリア アライグマ テン ツキノワグマ	侵入防止柵 6,000m (電気柵、トタン、 ワイヤーメッシュ)	侵入防止柵 6,000m (電気柵、トタン、ワイ ヤーメッシュ)	侵入防止柵 6,000m (電気柵、トタン、 ワイヤーメッシュ)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
前項に同じ	・実施隊員、町職員による助言 ・管理者による見回り ・地域ぐるみでの追い払い	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

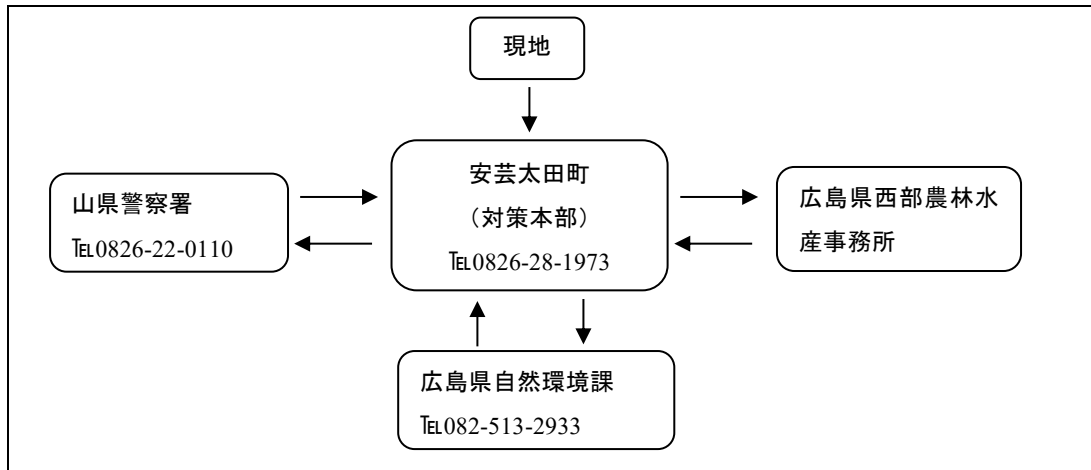
年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	鳥獣全般	・放任果樹の除去に係る啓発・除去費用補助 ・緩衝帯整備の実施 ・住民向け研修会の開催
9年度	同上	同上
10年度	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
安芸太田町	情報収集、連絡調整、安芸太田町鳥獣被害対策実施隊に関すること。 有害鳥獣捕獲等の許可（ツキノワグマ以外）
山県警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言
広島県西部農林水産事務所	有害鳥獣捕獲等の許可（ツキノワグマ）
広島県自然環境課	有害鳥獣被害防止に関する指導、助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については有害鳥獣捕獲従事者により適正に処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	平成27年4月から安芸太田食肉処理加工場を稼働しており、食品衛生責任者の立会いのもと、イノシシ及びシカを処理加工可能である。
ペットフード	需要なし。需要があれば検討する。
皮革	需要なし。需要があれば検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	需要なし。需要があれば検討する。

(2) 処理加工施設の実施体制

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

町有害鳥獣捕獲班員が必要に応じて使用する施設であることから、同班員に対して衛生管理等に係る知識習得を促す。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	安芸太田町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
安芸太田町	鳥獣被害防止に関する助言・指導

広島市農業協同組合	鳥獣被害防止に関する助言・指導
広島県山県警察署	安全捕獲の指導・不測の事態が生じた場合の対応
広島森林管理署	国有林野の被害情報の提供及び協力
広島県鳥獣保護管理員	鳥獣被害防止に関する助言・指導
太田川森林組合	林業の被害情報の提供及び協力
三段峡漁業協同組合	水産業被害情報の提供と協力
太田川上流漁業協同組合	水産業被害情報の提供と協力
安芸太田町農業委員会	農業の被害情報の提供及び協力
広島県農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供
安芸太田町有害鳥獣捕獲班	鳥獣被害防止施策への協力
高田山県猟友会	鳥獣被害防止施策への協力
(一社) 広島県鳥獣対策等地域支援機構	鳥獣被害防止施策への協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県農林水産局農業生産課	鳥獣被害対策の指導、助言
広島県西部農林水産事務所	鳥獣被害防止に関する指導、助言
広島県西部農業技術指導所	技術指導等
広島市	鳥獣被害防止に関する情報交換
廿日市市	鳥獣被害防止に関する情報交換
北広島町	鳥獣被害防止に関する情報交換

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

○令和7年度任命状況	
・ 鳥獣被害対策実施隊員	56名
(内訳) 町職員	6名
民間	50名
・ 鳥獣被害対策実施隊補助員	3名
(内訳) 民間	3名
	合計 59名
○業務の内容	
・ 有害鳥獣の捕獲に関すること。	
・ その他鳥獣被害防止対策に関すること。	
(安芸太田町鳥獣被害対策実施隊設置要綱第5条)	

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

新たな狩猟免許所持者の確保に向け広報活動を展開し、併せて免許取得経費の助成を行い、担い手確保に繋げる。 担い手育成に向け、新規免許取得者向けの勉強会を開催する。 わなの見回りに係る労力軽減に向けたICT活用の検討。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防衛・捕獲・地域の環境整備の３本柱を基本とした対策が必要であり、有害鳥獣被害を一人ひとりの問題として捉え、地域をあげて取り組めるよう推進していく。